

ヨーロッパにおける統一会社法への道

ウヴェーエーブラウロック
大西泰博 訳

I 序 論

ヨーロッパにおける経済統一は、一時期停滞はしていたものの、その後おおいに進展しました。ヨーロッパ共同体の加盟国はお互いにますますあゆみより、ヨーロッパ経済統一は、はつきりとした輪郭を見せはじめています。一九九三年の完全統合を間近にひかえている共同市場は、あらゆる市場参入者、とりわけ企業にとって、いわゆる「四つの自由」の保証が得られる場合にのみ現実的なものとなるであろうことは確

かです。企業にとって四つの自由とは、商品取引の自由、資本移動の自由、勤務の自由ならびに居住の自由をさしています。

これら四つの自由もさることながら、企業の組織法を適応することが、ヨーロッパ共同体の個々の加盟国においてもまたうまく機能する場合にはじめて、公正な競争がもたらされるのです。共同決定、必要な責任資本、および配当もしくは課税されるべき利益の監査のための原則は、会社法上の規範に属します。社員あるいは投資家の権利および義務の確定も

また会社法上の規範に属します。加盟国におけるいろいろな規制が、企業間の公正な競争にかかわりをもつことは明白です。さしあたり企業に対する課税の領域において存在するようないくつかの競争制約は、「真の居住の自由」および統一市場の成立を阻害することになるでしょう。

「ヨーロッパにおける統一会社法への道」という私の講演テーマからすれば、ヨーロッパ二ヶ国における統一的な、あるいは少なくとも調整がなされた会社法へと私達は向かっていること、しかしながらそのようなことをすでに私達は達成してしまっているわけではないことを、うかがい知ることができでしょう。以下においては、私達がどのくらいのところに位置しているかを明らかにするために、現在地の確認がなされることになります。ここでは個別的な調整計画が概観されます。とりわけ私は、すでに成立しているヨーロッパ経済利益団体（E W I V）のような全ヨーロッパ的会社型態や、ヨーロッパ共同体の委員会が新たに規定化をおこないはじめたヨーロッパ株式会社について話す予定です。

II ヨーロッパ会社法の法的基礎

ヨーロッパ会社法の分野における研究成果によれば、「共同市場」という経済圏での企業の共同作業や活動を容易にする

法的枠組を、企業のために共同体内部で創出すべきことが指摘されています。「ヨーロッパ会社法」とは、一方では会社法の領域において現在妥当するヨーロッパ型の法規範の総体を意味し、他方では、私達は国域を越えた企業組織のための実務的な法的枠組の目的からほど遠いところに位置しているとの理由から、それは法政策的な綱領であるとも言えるのです。その際四つの分野が問題となります。

- (1) 国内の会社法の内容的調整
- (2) ヨーロッパ共同体加盟国における国内の会社の相互的承認
- (3) 国内の会社に関して、実務的な制約の下で（そしてさらに税制の観点からもまた）各々の国域を越えた合併の法的可能性、または会社営業所の移転の法的可能性の確立、そして最後に
- (4) 国域を越えた会社型態の創設

以下においては、私は最初と最後の領域にかぎってのべてみたいと思います。しかしあらかじめ以下に述べることを理解するために、会社法の領域で、法的統一化のための三つの手段を提供しているヨーロッパ経済共同体設立条約の中で関係のある法的基礎について、簡単に指摘しておきたいと思えます。すなわち、

—ヨーロッパ経済共同体設立条約二二〇条にもとづく協定
ここでは相対立する国内法を排除する国際法上の協定が重要なのです。規範の名あて人は協定を批准した国の市民です。

—命令

これは一般的直接的な現行法に、ヨーロッパ的特質をもたらず規範です（一八九条二項）。ここでは規範の名あて人は、ヨーロッパ共同体の加盟国の市民であります。ヨーロッパ命令は、相対立する国内法を排除します。

—指令

まずこれは、立法措置によって指令を国内法に組み入れるべき義務のある国内の立法者に、向けられています。その際立法者は、指令により提示された目的が達成されるべき型態および手段に注意を払いつつ、転換の枠内であれば諸規定については自由裁量の余地を有しています。それゆえに指令は、拘束力はあるものの、目的達成のために拘束するという制限をただ単に課すだけの柔軟な規制なのです。指令は、提示された結論を、固有の法教義および法的専門用語を考慮して、国内の法規命令に組みこむべき場所を提供しているのです。

これら三つの法規定型態は、会社法の領域において存在し

ており、ひんぱんに現われているものであります。

ヨーロッパ経済共同体設立条約二二〇条にもとづく協定としては、一九七一年の解釈議事録とならんで一九六八年の承認協定があるにすぎませんが、後者はヨーロッパ共同体にある会社および法人の相互承認を対象としています。ドイツは協定および議事録を一九七二年に批准しました。しかし批准に必要な数が得られていなかったとの理由から、両者はまだ効力を発生しておりません。

命令としては、一九八五年のヨーロッパ経済利益団体に関する命令があげられるでしょう。この命令は、一九八九年七月一日に発効しました。私はこれについて詳細に立ち入ってみたいと思います。とくに法的基礎について興味があるので。つまりヨーロッパ経済共同体設立条約二三五条の規定がその法的基礎となっているのですが、そこでは次のように規定されています。

“共同市場の枠内において、目的の一つを実現するために、共同体の活動の発展が必要と思われる、かつ当該条約においてそれに必要な機能が規定されていない場合には、理事会は、委員会の提案および議会の公聴会にもとづき適切な規定を制定する。”

それゆえにここでは、居住の自由や勤務移動の自由を達成

するために必要な措置が問題となります。ヨーロッパ経済共同体設立条約二三五条は、包括的権限についてのべているのです。

会社法の領域において、共同体のための立法的措置の多くは、指令であります。指令は、会社法をヨーロッパ的規模で調整するためには、有効な法的枠組なのです。この基礎となるのは、ヨーロッパ経済共同体設立条約五四条三項g号および五七条二項第一文における特別規範ならびに条約一〇〇条乃至一〇二条における一般規範であります。

ヨーロッパ経済共同体設立条約五四条三項g号においては、法的適応化のための前提条件が機能的に規定されています。すなわち共同市場のスムーズな運営を保証するために必要なかぎりにおいてのみ、適応化が図られなければならないとしています。国内の会社法体系の間には、相違点が存在しています。共同市場における商取引あるいは企業取引に対する障害を、さらには企業間のひずみを除くべき保護規定が必要となります。

ヨーロッパ経済共同体設立条約五七条二項は、自己活動の開始および実行にかかわりのある権限を指令にあたえています。商社会社の活動ならびに会社における社員組織もまたこれに属します。

もったのところ全部で一五の指令が存在し、そのうちの一〇までがドイツ法に組み込まれています。まだ一〇の指令案がこれに加わることとなりますが、それらは理事会によって今だに可決されておりません。

III 法的適応化

ヨーロッパ経済共同体設立条約の目的は、市場における主体すなわち人間や企業に国内的な制約を課している加盟国において、統一市場を作り出すことにあります。個々の国々で会社法が制定されていることにより、とりわけ債務者保護、株主保護、労働者保護の領域で、そして企業の公正な競争の領域で緊張が生じています。この緊張による衝突は、いくつかの方法で、つまり一つには法的統一化によって、他の一つには法的適応化によって解決されうでしょう。ヨーロッパ諸機関の活動の重点は、ヨーロッパ会社法の領域においては、法的適応化におかれています。法的統一化にかわって法的適応化が従来からスローガンとしてかけられているのです。したがって、とりわけ株所有者や第三者（債権者や従業員）のための保護規定は、国内法においては、共同体の機関によって制定されており、また国内法は相互に同等であり、国内的手段にもとづき国域を越えた処理の法的前提を作り出して

います。もちろんヨーロッパ共同体は、全ヨーロッパ統一法にもとづく組織型態をもまた準備するよう努力しているのです。

一 公示

市場参入者の保護に関しては、公示が重要となります。この領域については、委員会は相当以前から取りくんできました。ここでは私達は数多くの指令を知っていますが、指令の主要な法政策的目的は、第三者保護であります。ある外国の会社と契約が結ばれる場合には、契約当事者は、不愉快なできごと、たとえば、会社の違法な存在あるいは会社によって引き受けられた債務の効力から、あるいはまた会社の信用性、基礎資本金によってもたらされる確実性、年度末決算報告書の信頼性から、保護されているということが達成されていなければならぬでしょう。公示による第三者保護は、すでに一九六八年に、会社法に関する第一指令の対象になっていました。その指令は、すべての加盟国に対して登記簿の一般公開ならびに管轄における特定の任務の公開を指示しています。登記簿に記載される事項ならびに第三者に対する公示の効果もまた確定されるのです。この形式的公示は、それは登記簿公示ともよばれていますが、実体的公示に関する指令によつて補充されています。そしてその指令は、個々の会社や

合併した会社の年次計算書の作成および内容についての規定を含んでいます。年次計画書の検査役の許可の前提条件についての指令との関連では、実体的公示に関するこの指令が、総合的複合体を型づくっており、それはドイツにおいても一九八五年の貸借対照表指令により国内法にくみこまれました。

貸借対照表指令法は、ドイツ法において明確な変更をもたらしました。その変更は、商法の本に関してまったく新しい本が作られたという事実によつても外形上は明らかになっています。決算書作成についての規定とならんで重要なことの一つは、登記簿公示であります。このことは商業登記簿に記載した年度末決算を提出すべき企業の義務と理解されています。決算書作成および登記簿公開は、企業の規模を考慮して段階づけられています。

一九八八年二月一二日の持株取得の際の公示義務についての指令もまた公示の領域に入ります。ドイツ会社法は二五パーセントおよび五〇パーセントの持株取得の際の報告義務を規定しています。新しい指令は、この報告義務を明らかに拡張し、一〇パーセントの持株取得の場合にも報告義務を課しています。新たな限界値は、二五パーセント、五〇パーセント、七五パーセントであります。現在のドイツ株式法とは

異なり、この指令は取引所が相場をつけた会社のみに関係があるものとされています。一九九一年一月一日までにそれは国内法にくみこまれる予定です。

二 会社の内部機構

公示の創設とならんで、会社の内部機構および外部に対する行動役割に関する規定が、統一経済圏にとっては重要であります。外国の会社と交渉しなければならない者は、自分はだれといかなる方法で取り決めるを行うことができるのかを知らなければなりません。一九六八年の会社法に関する第一指令は、外部に対して法定代理を対等に形づくることによって、契約当事者の保護をもたしました。理事機関の構成員の代理権限の制限、会社の目的の逸脱、設立行為の瑕疵等々については、狭義の例外事例においてのみ、第三者の異議申し立てが許されることになります。

結局これらの関連では、会社法に関する第二指令もまた重要です。株式会社の場合には資本維持のために統一最低資本が確定され、また払い込まれた資金が設立や後の増資の際に出資され、またその後維持されるのに役立つような数々の安全装置がほどこされています。この指令はすでに効力が発生していますが、しかし国内法への組み込みは、これまでに四カ国でなされたにすぎません(その中には一九七九年以降ドイ

ツによってなされているものも含まれます)。その他の国々に対しては契約不履行手続がとられつつあります。

会社の機構に関しては、一九八二年二月一七日の会社法に関する第六指令(いわゆる分割指令)によってもまた言及されています。この指令は、株式会社分割法との調整を図っています。ドイツ法においては、これは従来まったく規定されていませんでしたので、連邦司法省は機会をとらえて、相当に時代おくれになっている変更法の改正および近代化に関する法の包括的な討議草案を発表しました。その草案においては固有権の承継の方法による会社の現物分割もまた規定されていました。一九八九年秋に法案についての公聴会が開かれました。しかしこの法律がすぐさま成立するとは考えられていません。

三 株主保護

統一市場において法的調整が必要とされている第三の領域は、株主保護であります。会社が、ヨーロッパ的規模で同じ方法により資本市場に入りこむことができる場合には、株式取引所法の取得方式と将来の株主のための保護規定が同等の価値を有してはなりません。一九七九年三月五日の有価証券の取引所上場許可についての指令や、一九八〇年三月一七日の取引所事業内容説明書指令、および一九八二年二

月一五日の半期報告についての指令は、このことを考慮しています。すべての指令はドイツ法にくみこまれていきます。さらに委員会は多くの提案、たとえば引受け申込みや有価証券発行業務内容説明書やインサイダー問題についての提案をおこなっています。

IV ユーロッパ統一法の創出

以上のべてきた中では、会社法の領域における法的適応化が重要と思われます。つまり確かに、ヨーロッパ共同体の全領域における法の統一化ではなくて、法のあゆみよりを意味する調整が重要なのです。これに対してここでの事例は、ヨーロッパ統一法の創出に関するものであります。国内の会社が問題となる場合に限って言えば、ヨーロッパ統一法の必要性はありません。しかし、国域を越えた会社を問題とする場合には全く別なのです。現在ヨーロッパにおいては二つの形成物がありますが、その一つはすでに存在するヨーロッパ経済利益国体であります。またもう一つはまもなく登場するであろうヨーロッパ株式会社なのです。

一 ユーロッパ株式会社

(a) ユーロッパ株式会社の目的・目標

歴史の変遷の後、ヨーロッパ共同体委員会は、ヨーロッパ

株式会社について討議された計画を完了させるために、第三次のスタートをきりました。一九八八年六月に、委員会は、ヨーロッパ株式会社の定款に関する提案についての覚書を決しましたが、その覚書は、ヨーロッパ共同体委員会に対する態度表明となっています。一九八六年七月に委員会は、この規定提案を退けているのです。ヨーロッパ株式会社の定款により、国域を越えた企業および企業合併を可能にする超国家的ヨーロッパ法が作り出されました。この場合、ヨーロッパ株式会社は、国内の株式法にもとづく株式会社を排除もしくはとりかえるのではなくて、その法律型態を補充するにすぎません。

(b) 史的展開

ヨーロッパ商社会社の設立のための最初の提案は、一九五九年にフランス公証人会議においてなされました。同じ年にオランダのサンダース教授は「ヨーロッパ株式会社への道」というテーマのもとで、大学教授就任後の初講義をおこないました。一九六〇年の夏にはパリ弁護士会の会議において、ヨーロッパ商社会社というテーマについての議論が活発になされました。しかしその後、多くのかい疑的意見や反対意見により、この計画はそのまま放置されていました。

センセーショナルなアメリカ的企業買収やアグファとのヨ

ーロッパの企業合併の際に見られたような法的困難性に出会った後、フランス政府はヨーロッパ共同体にヨーロッパ商事会社の設立を提案しました。この試みは委員会による覚書の作成へとつながって行きました。一九六六年二月のサンダース教授の計画にもとづき、ヨーロッパ株式会社の定款の完全な形での提案がなされ、一九七〇年には理事会に提出されました。この提案に対して、会社や組合、国内政府およびヨーロッパ議会により数多くの態度表明がなされました。これらは一九七四年に共同決定の分野でいくつか取り入れられた後、委員会により、一九七〇年の草案の完全な修正がなされました。定款の変更をおこなったこの草案は、一九七五年の議会に提出されましたが、議会では可決されませんでした。もう一二年以上も年月がたつていきますので、委員会はヨーロッパ株式会社の設立作業を完了するでしょう。一九八八年六月の覚書において、ヨーロッパ議会、経済社会審議会および労働協約当事者は、そこで出された解決策を提示することを明らかにしました。一九八九年七月の提案において、この態度表明は部分的には考慮され、議会に決定をえるため提出されました。

(c) ヨーロッパ株式会社の定款

計画されているヨーロッパ株式会社法について、ここで詳

細にお話しすることは不可能であります。むしろ以下では新しい提案における若干の問題点、ならびに提案に対して示された反響をみることにしたいと思います。

(1) 法的基礎

覚書において、委員会はまず法的基礎としては、ヨーロッパ経済共同体設立条約二三五条から出発しました。この規定によれば、全員一致による決定が必要でした。それゆえに、イギリスの対応に直面し、ヨーロッパ株式会社に對する障害が現実のものとなってしまいました。提出された提案においては、委員会は多数決を可能にしている条約一〇〇条aに依拠したのです。なるほど一九八七年に二項において導入された規定は、労働者の権利についての決定を排除しています。しかし共同決定という概念の狭義の解釈の場合には、この規定は法的基礎として援用されています。もちろん、委員会はここでは不安定な土台の上にたっているのです。理事会がこの法的基礎に依拠しつづけるならば、場合によってはヨーロッパ司法裁判所が決定しなければならないでしょう。

(2) 共同決定

ヨーロッパ株式会社の主要問題については、すでにふれられています。その問題は、今までのおくれの原因にもなっています。それは労働者の共同決定の問題であります。共同

決定という規制はヨーロッパ株式会社にとっても必要なのである。というのは、加盟国の国内の法律規定のもとで共同体における経済活動をおこなっている多国籍企業は、様々な共同決定システムに適合しなければならないからであります。ヨーロッパ株式会社にとってもまた、この多様性が放置される場合には、その法律型態が完成する前に、それはもはや存在価値のないものになってしまうでしょう。比較的早い時期に導入された際ののがにがしい経験から、委員会是一个のモデルだけを確立することはとりやめ、企業に対して、三つのモデルの中から選択するようにしむけています。選択枝は以下のとおりです。

——ドイツ型モデル 監査役会の構成員の一部を労働者によって選ぶこと。その場合労働者によって決定される構成員の割合は、監査役の数のおくとも三分の一が、多くて二分の一に達しなければならない。

——フランス型解決策 従来の会社組織から独立しており、最終的には労働者に帰属する職員代表機関について労働者が共同決定すること。

——イギリス型解決策（協約による解決） 労働協約上合意された共同決定システム。その場合労働協約は企業の枠内で決定される。

国内企業が、ヨーロッパ株式会社を国内的な共同決定規制の回避手段として利用しないようにするために、構成国はこの選択可能性を制限することができます。ドイツに存在するヨーロッパ株式会社に対して、ドイツ型の共同決定モデルの選択を指示することは可能と思われます。

(3) 課税

課税に関しては、ヨーロッパ株式会社には当該株式会社が存在する加盟国において、そこで適用される条件にもとづき会社の利益に対して課税されなければならないとの原則があります。そのことは、会社が営業をおこなっている国と他の国々の二重課税協定もまた、会社に適用されるという結果をとまなうことになるでしょう。さらに変更された提案は魅力的な規定を含んでいます。その規定によれば、一定の条件の下で、ある加盟国に存在する営業所の損失の控除、もしくは他の加盟国において利益を得ているヨーロッパ株式会社の外国の子会社の損失の控除が考慮されているのです。

こうした規定は、たいていの場合、税制度の本質的な改善を意図しています。そしてこの種の控除は現在のところ加盟国においてのみ可能であります。たとえば、外国において支払われた税金を控除するイギリスやアイルランドにおいて、あるいは一定の条件の下で世界中でかくとくされた利益制度

を適用するフランスにおいて可能なのです。子会社を介して可能となる国域をこえた企業組織の場合には、多くの加盟国において、国内の子会社に対しても、外国の子会社に対しても損失の控除は行われていません。

(d) 見解

ヨーロッパ株式会社の定款に関する新しい提案は大反響をよびおこしました。ヨーロッパ共同体の経済社会審議会は、定款に大賛成でした。経済社会審議会は、企業が国域をこえて行なう共同作業を改善すること、および共同体における経済的統一を促進することは好ましいことであると考えています。さらに経済社会審議会は、共同決定についての提案もまた、ほぼ完全にかつ積極的に受け入れています。

ヨーロッパ経営者団体もまた、目的設定を原則として歓迎しています。しかしこの団体は、ヨーロッパ株式会社法の制定を絶対的に必要なものとは考えてはいないのです。一般的拘束力がある労働者決定権を与えていない加盟国の出身である一部の経営者は、ヨーロッパ株式会社の定款において共同決定権をもちこむことをこばんでおり、国内法を参考にすることで充分であると考えています。

ヨーロッパ労働団体は、諸提案を全体的には積極的に評価しました。しかし三つの共同決定のモデルの同質性を要求し

ています。

ドイツ連邦参議院は、独立した国域をこえた会社形態の設立を歓迎しましたが、三つの共同決定モデル間の選択については拒絶しました。というのは三つのモデルは相互に同質ではないからです。共同決定の回避の可能性を認めない統一的规定が定められねばならないと考えられます。

数多くの異った見解があるため、あらたな審議においてもヨーロッパ株式会社の運命はまだ不確定なのです。

参議院による定款の可決に対して今のところイギリスが反対していますが、イギリスはヨーロッパ経済共同体設立条約二三五条および一〇〇条の二項の一致原則を強く主張しています。

ヨーロッパ共同体圏において活動する多国籍企業のための独自の確定的組織形態の不存在が、長期にわたって不利に作用するということは、Hoesch/Hoogovens, Agfa/Gevaert Pirelli/Dunlop, Fokker/VFW といった企業の協力関係の不幸な試みを一べつすればわかるでしょう。生産力の低下をまねく法的わく組は、経済的に停滞している状況においては欠点であることは明白です。欠点が侵入してしまうならば、このすぐれた計画は近い将来取るに足らぬものになってしまうでしょう。

今日このような法的枠組を必要とする企業として、エアバス産業、ドーバー海峡（トンネル工事）計画、トラックの分野における協同としての IVECO、あるいはヨーロッパシリコン組立ての半導体生産があげられます。しかしヨーロッパ株式会社は、このようなはなばなしい大規模計画のためにだけ考慮されているのではなくて、ヨーロッパ共同体に存在するいろいろな特殊生産会社の合併を基礎とする中規模程度の企業のためにもまた考えられているのです。

課税についての規定は、たいへん重要な意味をもっています。新しい提案は本質的な改善をもたらすでしょう。しかしその提案によって正しい方法が完成してしまうわけではありません。提案においてまだ規定されていない真の全体的統合が、必要なのです。参入している加盟国へ税収入を分配する問題が解決するとは信じられない点に、その必要性の源があります。ドイツは税収入を各州の間で分配する際に同様の問題をかかえています。私は、妥当な解決が全ヨーロッパにおいても可能でなくてはならないと考えています。

二 ヨーロッパ経済利益団体

ヨーロッパ株式会社の場合には、なるほど具体的な輪かくはあるものの、まだ実現は確かではない計画にすぎないのに対して、第二のヨーロッパ共同会社型態は、現実のものとな

ヨーロッパにおける統一会社法への道（大西）

っています。ヨーロッパ経済利益団体がそれです。

(a) 一般論

ヨーロッパ共同体の加盟国における企業および自由業の人々にとって、国域をこえた共同作業が、ヨーロッパ経済利益団体により可能となるでしょうし、もしくは容易となるでしょう。もちろんこのヨーロッパ経済利益団体が、特定の加盟国の法令に服することはありません。ヨーロッパ経済利益団体の法的基礎は、一九八五年のヨーロッパ経済共同体条約二三五条にもとづく命令です。一九八九年七月一日以降、ヨーロッパ経済利益団体の設立は可能となっています。

(1) ヨーロッパ経済利益団体の目的

ヨーロッパ経済利益団体の目的は、国域をこえた共同作業に立ちはだかつている法律上、税制上、そして心理上の障害を克服することです。これは、ヨーロッパ共同体命令二一三七号乃至二一八五号の三条一項の規定において明らかになっています。そこには次のようにのべられています。

ヨーロッパ経済利益団体は、加盟国の経済活動を容易にしあるいは発展させる目的、ならびにその経済活動の結果を改善しもしくは向上させる目的を有している。ヨーロッパ経済利益団体は、団体のために利益を得ようとする目的は有していない。ヨーロッパ経済利益団体は、加盟国の経済

活動との関連においてなされなければならず、そのためには補助的な活動のみを行なう必要がある。”

構成員に対するヨーロッパ経済利益団体の奉仕機能（つまり補助活動）は、次のことを意味します。すなわち、ヨーロッパ経済利益団体は、

—自己のための利益を求めてはなりません。構成員の利益に向けられた努力は、それとは区別されるべきであります。
—共同の機関として、構成員の活動と特別な関係がなければなりません。そして、

—活動領域の一部を、構成員の一つに完全に代替させてはなりません。

ヨーロッパの大企業および大コンツェルンの場合には、国域をこえた共同作業（ジョイント・アドヴェンチャー）は、すでに長い間慣行化されています。それらにとつて、ヨーロッパ経済利益団体のような法的形態は考えられていません。ヨーロッパ経済利益団体は、とりわけ中規模の企業にとつて国域をこえた共同作業を容易化し、もしくは活気づけるでありましょう。というのは、より小さな統一の場合には、ヨーロッパの共同作業の範囲において、他国の国内法に従わなければならない心理的障害が存在するからであります。

(2) 発展史

ヨーロッパ経済利益団体にとっては、一九六七年にフランスにおいて導入されたG I Eという会社型態が模範となります。フランスにおいては特別な会社型態のシステムを採用した結果、資本金会社と人的会社との間のすき間を埋めるために、この会社型態に対してかなりの要求がありました。

G I Eという新しい会社型態は、フランスにおいては大いに好評を博しました。G I Eに関して世界的に最もよく知られた例は、ドイツのエアバス株式会社とフランスのエアロスパリアル社とのエアバス産業への提携であります。この企業合同は、一九七〇年以来エアバスの発展と建造にとりくんでいます。

一九七一年末に、ヨーロッパ共同委員会は、“ヨーロッパ経済利益団体”についての予備草案を提出しました。二年後に第一次命令草案が出され、その草案は、経済社会審議会およびヨーロッパ議会による多くの修正提案にもつき、大幅に変更されました。結局一九七八年の命令の提案へと引きつがれていきました。一九七一年の予備草案と一九七八年の最終提案との間に時間的へだたりがあることは、ヨーロッパ経済利益団体の計画が、ヨーロッパ株式会社の定款についての審議のかげにかくれてしまっていたことの結果なのであります。

一九七八年の草案は、一九八二年以降理事会によって審議されています。そして一九八五年に「ヨーロッパ経済利益団体に関する命令」が可決されました。西ドイツは一九八八年に、加盟国としては最初に施行法を可決し、施行法は一九八九年一月一日から発効しています。一九八九年七月一日以降、ヨーロッパ経済利益団体の設立が可能となっています。

(b) ヨーロッパ経済利益団体の法的基礎

ヨーロッパ経済利益団体の設立のためには、少なくとも二つの法人もしくは二人の自然人が必要です。そしてそれらは商業を営むか手工業的営業もしくはその他の営業を営むものであり、あるいは農業経営を行うものもしくは自由な職業についているもののなのです。その場合構成員は必然的に資格が要求されます。すなわち、ヨーロッパ経済利益団体の二つの構成員は、少くともヨーロッパ共同体の加盟国に属している必要があります。商業登記簿への登記は確定的な効果を生じさせます。

ヨーロッパ経済利益団体は、組織の点で合名会社に対応する人的会社であります。会社財産へ出資する必要はなく、むしろ責任の引き受け、つまり共同目的遂行のための分担金として持分に応じた損失額の債務負担で充分なのです。ドイツ法における合名会社とはことなり、ヨーロッパ経済利益団体

の場合には外部機関会社が認められています。

責任は全債務者としての構成員が無限的責任をおうことにより、特徴づけられています。もつとも債務者がヨーロッパ経済利益団体に無益な支払いを請求しなければならなかった場合であるとか、相当の支払い期間を経過してしまつていたような場合には、社員の責任は補充的なものであります。構成員から脱退の後五年たてば、責任は時効により消滅します。新たに参入した社員は、旧債務に対する責任を特別の登記と広告にもとづき排除することができます。

ヨーロッパ経済利益団体の税金上の処理は、個々の国内法に服することになります。ヨーロッパ経済利益団体に対する課税は、加盟国ごとに異なっていることは明白であります。ヨーロッパ経済利益団体に関する命令は、活動によって生じる果実に対しては、団体のもとではなくて構成員のもとで課税されるということを調整規範において規定しているにすぎません。ドイツは、ヨーロッパ経済利益団体に関する命令とヨーロッパ経済利益団体に関する施行法は異なった規定を含んでいるのではないことを前提に、合名会社についての規定を適用しています。

V 展 望

若干の調整計画および新秩序計画の概観の後、私達はヨーロッパ会社法への道における現在位置を確認することができました。

ヨーロッパ会社法における法的適応化の領域での結果は、印象的なものであります。第三者保護および株主保護については、最高の水準で調整がなされています。ヨーロッパの調整の中で、会社法の内部的発展へ向けた前進が見うけられる場合にも、共同市場内部での公正な競争が生み出されるでしょう。私達がアメリカの会社法にもとづき知っている「デラウェア効果」は、ヨーロッパではさけられています。というのはいくともいいかげんな法規範をともなった領域へ、会社が入り込むことになるからです。

決算報告書規定の調整もまた重要な意義を有しています。ヨーロッパにおいては、同じ種類の税的結合のための前提や企業の公正な競争もまた作り出されています。残念なことに実質的な税調整に関しては、まだうまくいってません。しかし国家財政の基盤が問題となる場合には、正面部分が硬化するというよく知られている事実もうなづけます。

これに対して、側面的な領域、つまり銀行法の調整という

側面的な領域における新たな展開は、まったく積極的に評価されえます。長期間にわたる停滞の後、再び動きがみられました。そして一方では財政分野で活動する企業は、前ヨーロッパにおいていちぢるしく自由にふるまうことができるということが、また一方ではその他の企業はヨーロッパ的金融化の可能性を有するであろうということが予想されています。

一つの明確な利点は、結局ヨーロッパ経済利益団体です。多国籍企業の組織のための道具を私達は得るであろうという希望のきっかけが、ヨーロッパ株式会社のもとでも存在しています。それゆえにヨーロッパの広範囲にわたる企業活動にとって、組織的わく組みはすでに広く作り出されているのです。もちろん公正な競争の実現という目的が、完全に達成されているであろうと言い切ることはできません。

委員会は、成立がいそがれている一連の指令提案を提出しました。たしかに人々は、会社法が広い範囲にわたって調整されなくても、生活することができます。しかし、現に存在する欠点は、統一的企業市場の実現に対するとつてもない障害を意味するのです。たとえばヨーロッパコンツェルン法における欠点は、不利な影響をおよぼしています。会社法に関する第九指令の提案は、すなわちコンツェルン法に関する提案は、今なお提出されていません。国域をこえた合併に関する

る指令は、ゆつくりした状態ではありませんが歩みを進めています。ただし指令のための提案は、目下のところ理事会でまだ可決されていません。この交錯した状態の中で、ここでもまた重要性が証明されたヨーロッパ株式会社についての研究成果との調整が図られています。これらすべての領域においては、早急な立法上の成果が切実に望まれています。

結論についてのコメント　ヨーロッパにおける会社法の統一が遂行すればするほど、国内の会社法には、つねに精密である超国家的現範網が、ますますはりめぐらされることになるでしょう。国内の立法者には、わずかな裁量余地が残されているにすぎません。会社法の発展についての権限は、ますますヨーロッパの立法者へと移行しています。国内的な権限や判断の余地は、ほとんどなくなっています。そして国内の立法者は、どうにかまだ欠点をうめることはできません。会社法の研究もまた、ヨーロッパ共同体においては、次第に国籍をうばわれつつあります。この全ヨーロッパ的世界は、新しいヨーロッパがつくり上げるところのものにほかなりません。

《あとがき》　ここに掲載された原稿は、一九九〇年九月二十七日に早稲田大学で行われたウヴェ・ブラウロック教授（ゲッチ

ヨーロッパにおける統一会社法への道（大西）

ンゲン大学）の講演を訳出したものです。ブラウロック教授は、商法ならびに経済法が御専門でいらつしやいます。なお講演は、法学部篠塚昭次教授の債権法の講義の特別授業という形でおこなわれました。本講演のために時間と場所を提供して下さいましたことに深く感謝いたします。